# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 11 | 予防接種に関する事務 |

| 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | |
| --- | --- |
| 清水町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | |
| 特記事項 | |

| 評価実施機関名 |
| --- |
| 清水町 |

| 公表日 |
| --- |
| 令和7年5月22日 |

［令和6年10月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 予防接種に関する事務 |
| ②事務の概要 | 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき、清水町に在住する接種対象者に対して、予防接種券の情報の管理、発行等を行う。<br>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。<br>(1)　予防接種の実施対象者把握に関する事務<br>(2)　予防接種の実施及び記録・保存に関する事務<br>(3)　予防接種による健康被害救済に関する事務<br>(4)　その他上記事務に関する事務<br>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の　照会・提供を行う。<br>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。<br>　なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワーク等を介して情報の照会と提供を行う。 |
| ③システムの名称 | 健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー |

| 2. 特定個人情報ファイル名 |
|---|
| 予防接種情報ファイル、宛名情報ファイル |

| 3. 個人番号の利用 | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項　別表第一　項番14.、70、126　及び予防接種法<br>番号法第19条第6号(委託先への提供) |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | | |
|---|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施する　　] | ＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、27、28、29、153、154の項 | |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 保健福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 保健福祉課長 |

| 6. 他の評価実施機関 |
|---|
| |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| 請求先 | 保健福祉課健康推進係<br>(〒089-0111　北海道上川郡清水町南3条2丁目1番地　　電話番号:0156-67-7320) |

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|---|
| 連絡先 | 保健福祉課健康推進係<br>(〒089-0111　北海道上川郡清水町南3条2丁目1番地　　電話番号:0156-67-7320) |

| 9. 規則第9条第2項の適用 | [　　]適用した |
|---|---|
| 適用した理由 | |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| | いつ時点の計数か | 令和7年5月1日 時点 |
| **2. 取扱者数** | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [　500人未満　] ＜選択肢＞<br>1) 500人以上　2) 500人未満 |
| | いつ時点の計数か | 令和7年5月1日 時点 |
| **3. 重大事故** | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | | [　発生なし　] ＜選択肢＞<br>1) 発生あり　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| **基礎項目評価の実施が義務付けられる** |

# Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|---|
| [　　基礎項目評価書　　] | | ＜選択肢＞<br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| **2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **3. 特定個人情報の使用** | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** | | **[　　]委託しない** |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** | | **[　　]提供・移転しない** |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **6. 情報提供ネットワークシステムとの接続** | **[　　]接続しない（入手）** | **[　　]接続しない（提供）** |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **7. 特定個人情報の保管・消去** | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 8. 人手を介在させる作業 | [　　]人手を介在させる作業はない |
|---|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　]<br>＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 人為的ミスを防止する対策として、事務処理手順を事務取扱担当者間で共有するとともに、間違いがないか複数人での確認を行っている。 |

| 9. 監査 | |
|---|---|
| 実施の有無 | [ ○ ] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査 |

| 10. 従業者に対する教育・啓発 | |
|---|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | [　　十分に行っている　　]<br>＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |

| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | [　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する |
|---|---|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]<br>＜選択肢＞<br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [　　十分である　　]<br>＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | ・人事異動の際など、必ず権限異動を実施し、特定個人情報ファイルを取り扱うシステムへのアクセス権を必要に応じて付与・解除している。併せて端末アカウントや共有フォルダのアクセス権限を整理し、適切な運用を図っている。<br>・外部記憶媒体は許可された媒体のみ使用し、パスワード管理を徹底している。 |

## 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和4年2月28日 | Ⅰ.1.②事務の概要 | 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき、清水町に在住する接種対象者に対して、予防接種券の情報の管理、発行等を行う。<br>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。<br>(1) 予防接種の実施対象者把握に関する事務<br>(2) 予防接種の実施及び記録・保存に関する事務<br>(3) 予防接種による健康被害救済に関する事務<br>(4) その他上記事務に関する事務<br>(5) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務<br>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。<br>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の　照会・提供を行う。<br>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワーク等を介して情報の照会と提供を行う。 | 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき、清水町に在住する接種対象者に対して、予防接種券の情報の管理、発行等を行う。<br>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。<br>(1) 予防接種の実施対象者把握に関する事務<br>(2) 予防接種の実施及び記録・保存に関する事務<br>(3) 予防接種による健康被害救済に関する事務<br>(4) その他上記事務に関する事務<br>(5) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務<br>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。<br>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の　照会・提供を行う。<br>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。<br>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワーク等を介して情報の照会と提供を行う。 | | |
| 令和4年2月28日 | Ⅰ.3.個人番号の利用 | 番号法第9条第1項　別表第一(10の項、93の2項)<br>番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における　ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)<br>番号法第19条第5号(委託先への提供) | 番号法第9条第1項　別表第一(10の項、93の2項)<br>番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における　ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)<br>番号法第19条第6号(委託先への提供) | | |
| 令和4年2月28日 | Ⅰ.4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | 番号法第19条第7号　別表第二(項番16の2、16の3、17、18、19、115の2項)<br>番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における　ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)<br>番号法第19条第5号(委託先への提供) | 番号法第19条第8号　別表第二(項番16の2、16の3、17、18、19、115の2項)<br>番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における　ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)<br>番号法第19条第6号(委託先への提供) | | |
| 令和7年5月22日 | Ⅰ.1.②事務の概要 | 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき、清水町に在住する接種対象者に対して、予防接種券の情報の管理、発行等を行う。<br>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。<br>(1) 予防接種の実施対象者把握に関する事務<br>(2) 予防接種の実施及び記録・保存に関する事務<br>(3) 予防接種による健康被害救済に関する事務<br>(4) その他上記事務に関する事務<br>(5) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務<br>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。<br>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の　照会・提供を行う。<br>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。<br>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワーク等を介して情報の照会と提供を行う。 | 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき、清水町に在住する接種対象者に対して、予防接種券の情報の管理、発行等を行う。<br>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。<br>(1) 予防接種の実施対象者把握に関する事務<br>(2) 予防接種の実施及び記録・保存に関する事務<br>(3) 予防接種による健康被害救済に関する事務<br>(4) その他上記事務に関する事務<br>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の　照会・提供を行う。<br>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。<br>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワーク等を介して情報の照会と提供を行う。 | 事後 | |
| 令和7年5月22日 | Ⅰ.1.③システムの名称 | 健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS) | 健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー | 事後 | |
| 令和7年5月22日 | Ⅰ.3.法令上の根拠 | 番号法第9条第1項　別表第一(10の項、93の2項)<br>番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)<br>番号法第19条第6号(委託先への提供) | 番号法第9条第1項　別表第一　項番14、70、126及び予防接種法<br>番号法第19条第6号(委託先への提供) | 事後 | |
| 令和7年5月22日 | Ⅰ.4.②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号　別表第二(項番16の2、16の3、17、18、19、115の2項)<br>番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における　ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)<br>番号法第19条第6号(委託先への提供) | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、27、28、29、153、154の項 | 事後 | |
| 令和7年5月22日 | Ⅳ.8.人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | | 2)十分である<br>判断の根拠:人為的ミスを防止する対策として、事務処理手順を事務取扱担当者間で共有するとともに、間違いがないか複数人での確認を行っている。 | 事後 | |
| 令和7年5月22日 | Ⅳ11.最も優先度が高いと考えられる対策 | | 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 | 事後 | |
| 令和7年5月22日 | Ⅳ11.当該対策は十分か【再掲】 | | 2)十分である<br>判断の根拠:<br>・人事異動の際など、必ず権限異動を実施し、特定個人情報ファイルを取り扱うシステムへのアクセス権を必要に応じて付与・解除している。併せて端末アカウントや共有フォルダのアクセス権限を整理し、適切な運用を図っている。<br>・外部記憶媒体は許可された媒体のみ使用し、パスワード管理を徹底している。 | 事後 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |